



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *43 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (災害対策課)..... 1
- *44 和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則 (医務課)..... 3
- *45 公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 4
- *46 和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則 (商工労働観光総務課)..... 7
- *47 和歌山県営自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則 (")..... 8
- *48 和歌山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則 (労働政策課)..... 9
- *49 和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則 (")..... 12

規 則

和歌山県規則第43号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表第2総務部の部中

「 監察査察
参事
行政改革
担当参事 」

を

「 行政改革
担当参事
参事 (和
歌山県行
政組織規
則 (昭和
63年和歌
山県規則
第19号。
以下この
表におい
て「行政
組 織 規
則」とい
う。) 第
5条の表
に掲げる
監察査察
課に属す
る参事に
限る。) 」

に改め、

同表企画部の部中「和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下この表において「行政組織規則」という。）」を「行政組織規則」に改め、同部国際班の項中

「国際課副課長」を「国際課副課長 世界津波の日 高校生サミット推進室長」に、「国際課員」を「国際課員 世界津波の日 高校生サミット推進室員」に改め、

同部情報政策班の項事務分掌の欄2を削り、同欄3を同欄2とし、同欄4から7までを同欄3から6までとし、同表福祉保健部の部中

「福祉保健政策局長」を「技監（行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保健部に属する技監に限る。）福祉保健政策局長」に改め、

同部（幹事班）福祉保健総務班の項中

「高齢者生活支援室員 障害福祉課員 健康推進課員 国民健康保険課員」を「ねんりんピック推進課員 障害福祉課員 健康推進課員 国民健康保険課員 介護サービス指導室員 式典・事業室員」に改め、

同部高齢者支援班の項中

「高齢者生活支援室長 ねんりんピック推進室長」を「ねんりんピック推進課長 介護サービス指導室長 式典・事業室長」に、「高齢者生活支援室員 ねんりんピック推進室員」を「ねんりんピック推進課員 介護サービス指導室員 式典・事業室員」に改め、

同表商工観光労働部の部（幹事班）商工観光労働総務班の項事務分掌の欄6を削り、同欄7を同欄6とし、同欄8を同欄7とし、同表県土整備部の部中

「技監（行政組織規則第6条）」を「港湾空港局長（部長付）参事（行）」に改め、

「技監」をの表に掲げる県土整備部に属する技監に限る。) 「港湾空港局長」を政組織規則第6条の表に掲げる県土整備部に属する参事に限る。) に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第44号

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第19条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の収入の調定のうち、次に掲げるものについては、事務局長において専決（第3条の規定により院長が知事からその権限を委任された事務について、常時院長に代わって決裁することをいう。第25条において同じ。）することができる（事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの、疑義若しくは紛争があり又はこれを生じるおそれがあるもの及びあらかじめ事務処理について院長の指示を受けたものを除く。）。

(1) 別表予算科目表収益的収入の部病院事業収益の款医業収益の項の収入科目のうち、和歌山県使用料手数料条例（昭和22年和歌山県条例第22号）その他の規程に定められた算定方法に基づいて収入額が算定されるもの（1件当たりの収入の調定額が2,000万円を超えるものを除く。）に係る収入の調定

(2) 別表予算科目表収益的収入の部病院事業収益の款医業外収益の項の収入科目のうち、和歌山県使用料及び手数料条例その他の規程に定められた算定方法に基づいて収入額が算定されるもの（1件当たりの収入の調定額が1,000万円を超えるものを除く。）に係る収入の調定

(3) 前各号に掲げる収入の調定のほか、経常的な収入であって定期に調定すべきものとして、事務局長が専決することにつき知事の承認を得たもの

第25条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の支出のうち、次に掲げるものについては、事務局長において専決することができる（事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの、疑義若しくは紛争があり又はこれを生じるおそれがあるもの及びあらかじめ事務処理について院長の指示を受けたものを除く。）。

(1) 別表予算科目表収益的支出の部病院事業費用の款医業費用の項病院経営費の目の支出科目のうち、給与費（同目の節中次に掲げる支出科目をいい、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）その他の関係規程に基づいて算定されたものに限る。）に係る支出

- ア 給料
- イ 手当
- ウ 報酬
- エ 賃金
- オ 法定福利費

カ 退職給付金

(2) 別表予算科目表収益的支出の部病院事業費用の款医業費用の項病院経営費の目材料費の節に係る支出（1件当たりの支出金額が300万円未満であって、単価契約によるものに限る。）

(3) 別表予算科目表収益的支出の部病院事業費用の款医業費用の項病院経営費の目の支出科目のうち、経費（同目の節中次に掲げる支出科目をいい、1件当たりの支出金額が100万円未満のものに限る。）に係る支出

ア 報償金

イ 厚生福利費

ウ 消耗品費

エ 修繕費

オ 賃借料

カ 研究研修費

キ 諸費

(4) 前各号に掲げるもののほか、経常的な支出であって定期に支出負担行為をすべきものとして、事務局長が専決することにつき知事の承認を得たもの

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第45号

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人和歌山県立医科大学に関する規則（平成18年和歌山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削り、第5条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条第2項中「中期計画」の次に「（地方自治法等の一部を改正する法律附則第4条第8項の規定により同法第3条の規定による改正後の法第26条第1項の認可を受けたとみなされる同項に規定する中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画）を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第5条とする。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 競争入札その他契約に関する基本事項

第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（監査報告の作成）

第2条 法人の監事（以下この条及び次条において単に「監事」という。）は、毎事業年度、法人の業務を監査し、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、法人の役員（監事を除く。第1号、第5項第3号及び第4号並びに第12条第1項第1号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度若しくは独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の構築又はその関係の維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、他の監事その他これに相当する者との意思疎通を図り、情報の交換に努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法、他の法令、条例及びこの規則並びに法人の定款に従って適正に実施されているかどうか、並びに中期目標（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）附則第4条第7項の規定により同法第3条の規定による改正後の法第25条第1項の規定により知事が指示したとみなされる同項に規定する中期目標（同項後段の規定による変更があったときは、当該変更後の中期目標）を含む。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法、他の法令、条例及びこの規則並びに法人の定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法、他の法令、条例若しくはこの規則若しくは法人の定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

(6) 監査のため必要な調査をすることができなかった場合は、その旨及びその理由

(7) 監査報告を作成した年月日

（監事の調査の対象となる書類）

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類及び知事から法人の業務に関する書類の提出を求められた場合のその提出をする書類とする。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の作成）

第10条 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務の内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 在学する学生の数

オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ 常勤職員の数、その前事業年度末からの増減及び常勤職員の平均年齢

キ 非常勤職員の数

(2) 財務諸表の要約

(3) 財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

(4) 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「第40条第7項」を「第40条第5項」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(会計監査報告の作成)

第12条 法人の会計監査人（以下この条において単に「会計監査人」という。）は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

- (1) 法人の役員及び職員
 - (2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度若しくは独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の構築又はその維持を認めるものと解してはならない。
- 3 会計監査人は、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

- (1) 会計監査人の監査の方法及びその内容
- (2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な事項において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める事項
 - ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が法第33条の規定により総務省令で定める地方独立行政法人の会計の基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な事項において適正に表示していると認められる旨
 - イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き法第33条の規定により総務省令で定める地方独立行政法人の会計の基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な事項において適正に表示していると認められる旨及び除外事項
 - ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
- (3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
- (4) 追記情報（次項に定めるものをいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
- (6) 会計監査報告を作成した年月日

4 追記情報は、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち特に重要な事項とする。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象

第18条の次に次の3条を加える。

(内部組織)

第19条 法第56条の2第1号の規則で定める内部組織は、現に存する法人の理事長の直近下位の内部組織（地方自治法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後のものに限る。）として別に知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた法人の理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第20条 法第56条の2第2号の規則で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する規則(平成28年和歌山県人事委員会規則第42号)第16条に規定する職に相当するものとして別に知事が定めるものとする。

(業務実績等報告書)

第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の場合 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる当該中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の場合並びに当該中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の場合 当該中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第46号

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走電話投票実施規則(昭和62年和歌山県規則第80号)の一部を次のように改正する。
目次中「第14条」を「第14条の3」に改める。

第6条に次の1号を加える。

- (5) 車券の購入により本人及びその家族の日常生活又は社会生活を営むのに支障が生じており、又はそのおそれのある当該本人

第13条第1項第6号中「1年間車券の購入の申込みが」を「車券の購入の申込みが1年間(次条第1項及び第14条の2第1項の規定による電話投票の利用の停止の期間を除く。)」に改める。

第14条を次のように改める。

(本人申請による利用停止)

第14条 県は、別に定めるところにより、加入者から電話投票の利用の停止の申請があったときは、当該加入者の電話投票の利用を停止することができる。

2 県は、別に定めるところにより、前項の規定により電話投票の利用を停止された加入者から電話投票の利用の停止の解除の申請があった場合において、県が別に定める電話投票の利用の停止の事由に該当しないと認めるときは、当該加入者の電話投票の利用の停止を解除する。

3 第1項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、その利用の停止の日から県が別に定める日までの間は、前項の規定による電話投票の利用の停止の解除を申請することができない。

第2章中第14条の次に次の2条を加える。

(家族申請による利用停止)

第14条の2 県は、別に定めるところにより、車券の購入により加入者及び当該加入者の家族の日常生活又は社会生活を営むのに支障が生じており、又はそのおそれがある当該加入者の家族(加入者と同居する親族(成年者に限る。))及び県が相当と認める者をいう。次項において同じ。)から当該加入者の電話投票の利用の停止の申請があったときは、当該加入者の電話投票の利用を停止することができる。

2 県は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る電話投票の利用を停止されるこ

となる加入者(以下この条において「利用停止候補加入者」という。)が、県が別に定める利用停止事由に該当すると認めるときは、当該利用停止候補加入者の電話投票の利用の停止を決定し、当該利用停止候補加入者及び当該申請をした家族(第4項、第5項及び第7項において「申請家族」という。)に対し、県が別に定めるところによりその旨を通知するものとする。

- 3 利用停止候補加入者は、前項の決定に不服があるときは、電話投票の利用の停止の日の前日までに、県に対し、書面により意見を申し出ることができる。
- 4 県は、前項の規定による申出があったときは、その内容を検討の上、第2項の決定の変更を行うかどうかを決定し、直ちにその旨を、利用停止候補加入者及びその申請家族に通知する。
- 5 県は、別に定めるところにより、第2項の規定により電話投票の利用を停止された加入者又は当該加入者の申請家族から、電話投票の利用の停止の解除の申請があった場合において、県が別に定める事由に該当すると認めるときは、当該加入者の電話投票の利用の停止を解除する。
- 6 電話投票の利用を停止された加入者は、その利用の停止の日から県が別に定める日までの間は、前項の規定による電話投票の利用の停止の解除を申請することができない。
- 7 県は、電話投票の利用の停止又はその解除の決定に当たり、必要に応じて、利用停止候補加入者、申請家族又は電話投票の利用を停止された加入者に対して、資料の提出を求めることができる。

(その他の事由による利用停止)

第14条の3 県は、加入者が他の競輪施行者から当該他の競輪施行者が行う電話投票の利用を停止されたときは、当該加入者の県が行う電話投票の利用を停止することができる。

2 前項の規定により県が行う電話投票の利用を停止された加入者が、前項の他の競輪施行者から当該他の競輪施行者が行う電話投票の利用の停止を解除されたときは、当該加入者の県が行う電話投票の利用の停止を解除することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第47号

和歌山県営自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営自転車競走電子決済投票実施規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走電子決済投票実施規則(平成23年和歌山県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

- (6) 車券の購入により本人及びその家族の日常生活又は社会生活を営むのに支障が生じており、又はそのおそれのある当該本人

第10条の次に次の3条を加える。

(本人申請による利用停止)

第10条の2 県は、別に定めるところにより、利用者から電子決済投票の利用の停止の申請があったときは、当該利用者の電子決済投票の利用を停止することができる。

2 県は、別に定めるところにより、前項の規定により電子決済投票の利用を停止された利用者から電子決済投票の利用の停止の解除の申請があった場合において、県が別に定める利用の停止の事由に該当しないと認めるときは、当該利用者の電子決済投票の利用の停止を解除する。

3 第1項の規定により電子決済投票の利用を停止された利用者は、その利用の停止の日から県が別に定める日までの間は、前項の規定による電子決済投票の利用の停止の解除を申請することができない。

(家族申請による利用停止)

第10条の3 県は、別に定めるところにより、車券の購入により利用者及び当該利用者の家族の日常生活又は社会生活を営むのに支障が生じており、又はそのおそれがある当該利用者の家族（当該利用者と同居する親族（成年者に限る。）及び県が相当と認める者をいう。次項において同じ。）から当該利用者の電子決済投票の利用の停止の申請があったときは、当該利用者の電子決済投票の利用を停止することができる。

2 県は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る電子決済投票の利用を停止されることとなる利用者（以下この条において「利用停止候補利用者」という。）が、県が別に定める利用の停止の事由に該当すると認めるときは、当該利用停止候補利用者の電子決済投票の利用の停止を決定し、利用停止候補利用者及び当該申請をした家族（第4項、第5項及び第7項において「申請家族」という。）に対し、県が別に定めるところによりその旨を通知するものとする。

3 利用停止候補利用者は、前項の決定に不服があるときは、電子決済投票の利用の停止の日の前日までに、県に対し、書面により意見を申し出ることができる。

4 県は、前項の規定による申出があったときは、その内容を検討の上、第2項の決定の変更を行うかどうかを決定し、直ちにその旨を、利用停止候補利用者及びその申請家族に通知する。

5 県は、別に定めるところにより、第2項の規定により電子決済投票の利用を停止された利用者又は当該利用者の申請家族から、電子決済投票の利用の停止の解除の申請があった場合において、県が別に定める事由に該当すると認めるときは、当該利用者の電子決済投票の利用の停止を解除する。

6 電子決済投票の利用を停止された利用者は、その停止の日から県が別に定める日までの間は、前項の規定による電子決済投票の利用の停止の解除を申請することができない。

7 県は、電子決済投票の利用の停止又はその解除の決定に当たり、必要に応じて、利用停止候補利用者、申請家族又は電子決済投票の利用を停止された利用者に対して、資料の提出を求めることができる。

（その他の事由による利用停止）

第10条の4 県は、利用者が他の競輪施行者から当該他の競輪施行者が行う電子決済投票の利用を停止されたときは、当該利用者の県が行う電子決済投票の利用を停止することができる。

2 前項の規定により県が行う電子決済投票の利用を停止された利用者が、前項の他の競輪施行者から当該他の競輪施行者が行う電子決済投票の利用の停止を解除されたときは、当該利用者の県が行う電子決済投票の利用の停止を解除することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第48号

和歌山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則

和歌山県職業訓練援助規則（昭和46年和歌山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県職業能力開発援助規則

第1条中「）第14条第1項」を「。次条第1号及び第4号において「法」という。）第15条の2第1項」に、「民法（明治29年法律第89条）第34条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に、「の行う職業訓練に対する援助（以下「援助」という。）」を「が行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者がこれらのものを受ける機会を確保するために事業主等の講ずる措置に対する援助」に改める。

第2条を次のように改める。

(援助)

第2条 知事は、事業主等に対し次に掲げる援助を行う。

- (1) 法第11条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導を行うこと。
- (2) 職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
- (3) 情報及び資料を提供すること。
- (4) 法第27条第1項に規定する職業訓練指導員を派遣すること。
- (5) 委託を受けて職業訓練の一部を行うこと。
- (6) 和歌山県立産業技術専門学院の施設（設備を含む。以下単に「施設」という。）を使用させること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職業訓練及び職業能力検定に関し必要な便益を提供すること。

第3条を削る。

第4条中「事業主等は、」の次に「前条の」を加え、「別記様式による職業訓練援助申請書により知事に申請し」を「あらかじめ、職業能力開発援助承認申請書（別記様式）を知事に提出し、その承認を受け」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(承認の条件)

第5条 知事は、第3条の規定による承認（第2条第6号に係るものに限る。）をするときは、施設の管理及び運営上必要な条件を付することができる。

第6条を次のように改める。

(承認の制限)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による承認（第2条第6号に係るものに限る。）をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 援助の目的に反すると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(承認の取消し等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による承認（第2条第6号に係るものに限る。）を取り消し、又は施設の使用を制限することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりその承認を受けたとき。
- (3) その承認された使用目的以外に施設を使用し、又は使用しようとしたとき。
- (4) 施設を損傷するおそれがあると認められたとき。
- (5) 施設の使用の承認に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により、その承認を取り消し、又は施設の使用を制限した場合において、使用者に損害を生ずることがあっても、これに対して補償する責任を負わない。

別表を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第3条関係)

職 業 能 力 開 発 援 助 承 認 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (所在地)

事業所名称

代表者の氏名 ⑩

下記のとおり援助を受けたいので、和歌山県職業能力開発援助規則第3条の規定により申請します。
記

1 受けようとする援助 和歌山県職業能力開発援助規則第 2 条第 号

2 援助を必要とする理由

3 援助の内容

4 施設の使用 (施設名:)

日時	年月日 (曜日)	時間
	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
責任者	住所	
	氏名 電話	

備考 受けようとする援助の内容の詳細な資料その他参考となる資料を添付すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第49号

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立産業技術専門学院学則（平成5年和歌山県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「毎年4月」を「、次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 普通課程 毎年4月
- (2) 短期課程（訓練期間が1年のものに限る。） 毎年4月
- (3) 短期課程（訓練期間が6月以下のものに限る。） 入学募集の締切日後1月以内の時期
- (4) 施設外訓練 入学募集の締切日後2月以内の時期

第8条中「入学願書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上」を「次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める入学願書により作成し」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 普通課程 入学願書（別記第1号様式）
- (2) 短期課程（訓練期間が1年のものに限る。） 入学願書（別記第1号様式）
- (3) 短期課程（訓練期間が6月以下のものに限る。） 入学願書（別記第2号様式）
- (4) 施設外訓練 入学願書（別記第3号様式）

第10条中「いう。）」の次に「のうち普通課程に在学する者」を加え、「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第11条中「、県内に居住し」を削る。

第12条第1項中「普通課程の生徒は、」を「生徒のうち、次の各号に掲げる課程に在学する者は、それぞれ当該各号に定める手数料及び使用料」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 普通課程 入学考査手数料、入学金及び授業料
- (2) 短期課程（訓練期間が6月以下のものに限る。） 授業料

第12条第3項の表を次のように改める。

訓練課程	納期	納付すべき額
普通課程	4月30日	授業料の額の4分の1の額
	7月31日	授業料の額の4分の1の額
	10月31日	授業料の額の4分の1の額
	1月31日	授業料の額の4分の1の額
短期課程（訓練期間が6月以下のものに限る。）	学院長の指定する日	授業料の額

第12条第5項中「命じられた」の次に「次の各号に掲げる課程に在学する」を加え、「関係条例等の規定により月割計算（許可され、又は命じられた日の属する月を含む。ただし、月の1日付けの休学の場合に限り、その月は、含まない。）するもの」を「それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 普通課程 関係条例等の規定により月割計算（許可され、又は命じられた日の属する月を含む。ただし、月の初日に休学をした場合に限り、その月は、含まない。）をして得た額

(2) 短期課程 (訓練期間が6月以下のものに限る。) 許可され、又は命じられた日までにおいて行われた訓練の時間数に和歌山県使用料及び手数料条例別表第1第1項第7号イに定める授業料の額を乗じて得た額

第17条中「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第26条中「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第27条中「毎年3月1日から31日までの間」を「次の各号に掲げる訓練課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 普通課程 毎年3月

(2) 短期課程 (訓練期間が1年のものに限る。) 毎年3月

(3) 短期課程 (訓練期間が6月以下のものに限る。) 訓練最終日の訓練終了後

(4) 施設外訓練 訓練最終日の訓練終了後

別記第4号様式を別記第6号様式とし、別記第3号様式を別記第5号様式とし、別記第2号様式を別記第4号様式とし、別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号様式 (第8条関係)

入 学 願 書

年 月 日

和歌山県立 産業技術専門学院長 様

貴学院の短期課程に入学したいので出願します。

1	ふりがな	男 ・ 女	生年月日	年 月 日	歳
	氏 名				
2	現住所	〒 ー		電話番号 () ー	
3	入学を希望する短期課程の訓練コースの名称				
4	訓練期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
		訓練日数		日間	
5	勤務先の名称				
6	勤務先の住所	〒 ー		電話番号 () ー	

別記第3号様式 (第8条関係)

入 学 願 書

年 月 日

和歌山県立 産業技術専門学院長 様

貴学院で施設外訓練 (離転職者等職業訓練) を受けたいので、出願します。

ふりがな		男	生年月日	年 月 日	年齢	歳
氏名		女				
住 所	〒		電 話() -			
			携帯電話() -			
受講コース名						
受講の期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()					
申込前の 事業所	事業所名					
	所在地					
	職 種					
	離職年月日					
職業訓練 受講歴	有 ・ 無	公共・基金 求職者支援	科	受 講 期 間	年 月 ~ 年 月	
		公共・基金 求職者支援	科		年 月 ~ 年 月	
		公共・基金 求職者支援	科		年 月 ~ 年 月	
申込みの 具体的理由						

※公共職業安定所記載欄

所管公共職業安定所

和歌山・橋本・海南・湯浅・御坊・田辺・新宮・串本 (該当項目に○印)

担当者名

応募者区分	○受講指示 ①雇用保険法第15条第1項 ②雇対法施行規則 第 条、第 項、第 号
	○支援指示
	○受講推薦
	○その他 ()

備考 受講コース名は、受講を希望する施設外訓練 (離転職者等職業訓練) のコース名を記入すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。